

都市・環境常任委員会

(平成29年 7 月 13 日)

○ 中村久雄委員長

おはようございます。インターネット中継の開始を行います。

ただいまから都市・環境常任委員会を開催いたします。

皆さんご出席でございます。ありがとうございます。

また、インターネット中継を行っておりますので、ご承知おきください。

本日の事項についてですが、まず、休会中の所管事務調査といたしまして、市営住宅のあり方についてを取り扱っていきたいと思います。

都市整備部より、資料について30分程度説明いただきますので、その後、質疑に移ります。

次に、あすなろう鉄道について、協議会の説明を受けます。

また、7月4日に開催されました議会報告会、シティ・ミーティングでいただいたご意見等について、確認と整理をした後、行政視察について連絡事項がございます。

最後に、上下水道局の所管事項に関する協議会の開催について、皆様にご相談させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事項書に基づき、休会中の所管事務調査といたしまして市営住宅のあり方について取り扱ってまいります。なお、本日の資料は、会議用システムにアップロードしておりますが、当調査の資料編については説明の都合上、紙資料を併用してごらんいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

また、当調査において、議員が参画を取りやめた市営住宅入居者選考委員会の報告を含めて説明を受けることとしますので、あらかじめご了承願います。

それでは、都市整備部長にご挨拶、お願いします。

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。よろしく願いいたします。

きょうは、市営住宅についてというところでございますが、梅雨末期を迎えて九州でのあれだけの水害、そして九州はもう一つ南のほうでも地震が起こったりとかということがありまして、やはり公営住宅がいかに役割を果たしていくかというところも、やはり今のかなというところを感じているところでございます。

人の住まいから道路、河川まで全般としてやっております都市整備部として、やはりこの辺はよく考えて対応してまいりたいと思っているところでございます。

そして、きょうは市営住宅全般というところですので、30分程度のお時間をいただいて状況を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 片山市営住宅課長

市営住宅課長の片山でございます。それでは、よろしくお願いいたします。

先ほど委員長のほうからご説明をいただいたんですが、本日の資料なんですが、本文にしましてはタブレット、それから、別途枚数が多くて申しわけないんですが、紙資料のほうでご説明をさせていただきます。両方ごらんいただきながらになると思いますが、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、市営住宅の現状と課題、それから、課題についての今後の取り組みにつきまして、順を追ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、タブレット02の本文、6分の3のところをごらんください。ここからご説明をさせていただきます。

まず、1、市営住宅の現状についてですが、(1)建物の状況といたしまして、建設年次は、昭和28年の建設の城西町、石塚町から平成27年の建設の曙町までございます。老朽化しつつある昭和30年代の建物は、高花平の一部を除き用途廃止や建てかえを進めております。また、昭和40年代以降の建物は長期の使用を計画しており、外壁改修や屋上の防水工事を順次行っております。

紙資料の1ページをごらんください。

A3横のカラー刷りのものなんですが、こちらが市内の市営住宅の位置、それから建設年代、左下の色分けによりまして、薄い赤が昭和30年代以前、黄色が昭和40年代、青が50年代、緑色は60年代以降、それから、それぞれ管理戸数の一覧になっております。

タブレット6分の3にお戻りいただきまして、②管理戸数につきましては、6月1日時点で25団地2948戸です。参考資料が、済みません、紙資料が前後して申しわけございませんですが、紙資料の5ページをごらんいただけますでしょうか。

現在の管理戸数の内訳を示しております。表の一番下の欄が合計になっておりますが、入居中の戸数が2344戸、空き室が302戸、入居停止等が302戸となっております。入居停止の理由につきましてはこの表に出ておりませんが、老朽化や事故等により入居を停止しているもの、また、集会所として地域にご利用いただいているものがあります。

なお、四日市市住生活基本計画による平成34年度の市営住宅の管理戸数は2770戸となっておりますので、今後5年間で178戸の減となります。

紙資料の2ページをごらんください。

上段の表は、県内の主な市と近郊の同格市の現在の人口と管理戸数の一覧になります。左の折れ線グラフは市ごとの管理戸数の推移で、県内の主な市、近郊の同格都市の大半が将来的に管理する戸数を減少させていく方向にあります。

右の点グラフは、現在の人口当たりの管理戸数を示したものです。右上段に位置する本市は、人口の割に管理戸数が多いということになります。

また、紙資料の3ページ、それから4ページは、各市への照会状況の一覧になっております。表の下段の高齢者の住みかえ、それからペットの対応状況につきましては、後ほど課題にてご説明をさせていただきたいと思っております。

では、またタブレットの6分の3ページにお戻りください。

(2) 入居者の状況につきまして、平成29年6月1日現在で入居戸数2344世帯、これは市内の世帯数の約1.7%、入居者数は4754人ですので人口の約1.5%になります。

次に、②入居者の収入状況ですが、紙資料の6ページをごらんください。

入居者の78.2%が収入分位の1、また、収入分位4以下に全体の87%が入っていることになります。

タブレットにお戻りいただき、収入分位とは、下の欄の米印にあります。総務省の家計調査において2人以上の世帯を収入別に低いほうから分布させたものを言います。25%という場合は、100番目までの階層のうち下から25番目に該当する収入のことで、上の表のとおり政令で月収が定められております。要は、全国の2人以上の世帯全てを収入の低い順に並べて、一番下の10%が第1分位ということになります。

続きまして、タブレットの6の4をごらんください。

③世帯の状況につきましては、1人世帯が42.9%と最も多く、次いで2人世帯が35.2%となります。団地別では、老朽化により入居停止中の城西町、石塚町、小鹿が丘、泊ヶ丘及び入居中の大瀬古新町、坂部が丘、楠旭町、天白町で1人世帯が50%以上となっております。

ます。紙資料の7ページにその割合をグラフとして示しております。

また、60歳以上の高齢者世帯の状況は、紙資料8ページをごらんいただきたいんですが、高齢者のみと高齢者のいる世帯を合わせますと66.4%になり、高齢者のみの世帯が50%を超える団地は、城西町、石塚町、大瀬古新町、小鹿が丘、泊ヶ丘、高花平、坂部が丘、東新町の8団地で、総じて単身者、2人世帯と高齢者の割合が高くなっている状況にあります。

続きまして、引き続きタブレット6の4で説明させていただきます。

(3) 入居者選考委員会についてなんですが、今年度第1回目を平成29年6月22日に開催いたしました。その内容をご報告させていただきます。

定期募集に関しましては、例年6月、10月、2月の年3回、また、随時募集は年間を通じて行っております。

紙資料の9ページをごらんください。

6月の定期募集の状況は表のとおりとなっております。一般世帯と単身世帯の応募倍率が高く、特に西伊倉や大瀬古新町、曙町のように最近の団地が高い人気となっております。

紙資料10ページは随時募集の状況になっています。

上の表は、一番左が平成29年1月末での団地ごとの待機者数です。その右が、2月から5月末までの追加の申込者数、その右は同じ期間中の辞退者数、その右が同じ期間中の入居者数、一番右が5月末時点での待機者数となっております。

この表は、入居者選考委員会のたびに作成しておりますので、平成29年2月の定期募集直前から6月の定期募集前までの期間の報告となっております。

また、議題3、事務局から以下の3点について提案をさせていただきました。

(1) 単身者の随時募集枠の設定、(2) 車椅子対応住宅の応募要件の緩和、(3) 定期募集で定員割れした場合の対応について。

単身者の随時募集につきましては、ニーズが高くなっている状況を踏まえて対応をいただきたいこと。車椅子対応住宅につきましては、常時車椅子使用かつ身体障害者手帳1、2級を所持しているということを従来の条件にしておりましたが、身体障害者手帳3級をお持ちの方で車椅子使用の場合が十分に想定されることから見直しをお願いしました。それから、定期募集の定員割れにつきましては、改めて2次募集を行うより住宅困窮者への迅速な対応をとりたいこと。以上、3点を提案しまして、審議の結果、全てご承認をいただきました次第です。

また、議題以外の主な質疑をその下に掲載いたしましたので、後ほどご一読いただければと考えます。

では、またタブレットの6の4ページにお戻りください。

住環境に係る問題につきまして、ご報告させていただきます。

①獣害の発生では、ハトのふんもありますし、野良猫に入居者が餌づけをして居ついでしまうことでふん尿の被害や、あと、犬の鳴き声がうるさいとの苦情もあります。

紙資料の11ページをごらんください。

ハト対策として、三重団地で実験的にハト侵入防止用のテグスをベランダの手すりに設置して様子を見ております。

また、タブレットに戻ってください。済みません。

②近隣とのトラブルにつきましては、生活リズムの多様化や深夜の物音、子供の声を原因とする騒音のトラブルを筆頭に、ごみ屋敷やぼや騒ぎ、子供へのいたずらや落書き等があり、内容が多様化しております。

紙資料の12ページには、解決に向けた対応に苦慮している事例の概要をお示しさせていただきました。それから、13ページには、いわゆるごみ屋敷の状況になります。これは曙町になります。

それから、③放置車両の発生では、市内の敷地内に複数の放置車両があります。現状は紙資料14ページにてご確認をいただきたいと思えます。

続きまして、タブレット6分の5ページをごらんください。

2、市営住宅の課題についてご説明いたします。

(1) 管理戸数縮小化につきましては、入居停止中の住宅を含め2948戸を管理しておりますが、平成24年度策定の四日市市住生活基本計画では将来の目標戸数を平成34年度時点で2770戸としており、住宅の効率的な運用を図るために老朽化した住宅の除却や用途廃止を進めていくことが必要になります。

(2) 空き室の利活用の課題につきましては、同じく四日市市住生活基本計画の策定時は、入居率を三重県内の自治体の平均値である93%と設定いたしましたが、現在の本市の入居率は88.58%になっていますので、入居率を高める施策の検討が必要になります。

次に、(3) 入居者の高齢化対策につきましては、過去の公営住宅法の改正で60歳以上の単身者の入居が認められたことによる入居者の増加で、高齢化が進んでいる状況があります。また、高齢化に伴う身体機能の衰えに対応できる住環境の整備や安否確認等、喫緊

の課題になっております。

続きまして、（４）住宅困窮者へのスピーディーな対応につきましては、緊急に入居が必要な困窮者が速やかに入居できる施策の検討が必要になります。

次に、（５）の住環境の課題ですが、①獣害におきましては、入居時の案内や苦情発生時の訪問による注意喚起等の個別対応をしております。また、ハトにつきましては、三重団地、前田町、坂部が丘、あさけが丘の中階層でふん害が発生しており、三重団地で試行的にベランダにテグスを張って状況を見ておりますが、このような対策の強化も求められます。

②近隣とのトラブルにつきましては、多くが基本的な生活上のマナーの問題であり、今後ご本人を含め地域全体で解決していただくよう声かけをしていきたいと思いますが、近隣住民への危害が懸念される場合など、関係機関と連携の上、介入を行うべき事案もあります。

放置車両につきましては、公営住宅法や本市の市営住宅条例において対応する規定がなく、処分ができない状況があります。

次に、タブレット、６分の６ページをごらんください。

これらの課題に今後どう取り組んでいくのか、方向性とアクションを一覧にまとめました。

１、管理戸数縮小につきましては、方向性として、老朽化した住宅の除却と廃止予定団地の移転促進を行います。そのため、石塚町と小鹿が丘を集約し建てかえを行います。この件につきましては、紙資料の15ページから23ページにてどちらに集約するほうがベターなのかを比較しておりますが、後ほどご説明をさせていただきます。また、用途廃止による土地の売却や、平成28年度に定めました四日市市営住宅建替事業及び用途廃止に伴う移転に関する要綱により、移転に伴う事務の均一化と効率化を進めております。

次に、空き室の利活用につきましては、人気のない住宅もあり市民のニーズに合った住宅を提供していくため、ことし、今年度6月の定期募集で高花平の多人数向け住宅を子育て世帯向けの住宅として用意させていただきました。募集1戸に対して2世帯の応募があったところですが、今後もニーズがあると想定し、引き続き準備をしていきたいと考えております。

また、高齢者対策として、住宅のバリアフリー化や高齢者が集まれる場所としての提供、グループホームとしての利用や現在地域の課題となっております地域包括ケアシステム構

築の一翼を担う高齢者向けのサロンとしての利用が検討できます。あわせて入居者の高齢化対策として、低層階への住みかえの対応として、建てかえ時のエレベーターの設置、また、階段の上り下りが困難になった高齢者の1階への住みかえの相談もふえてきており、1階の空き室を住みかえ用としての管理を考えておりますが、反面、1階の空き室というのが今現在少ない現状もございます。さらに、高齢者の安否確認が今後の課題であり、入居時の民生児童委員への情報提供等、関係部局との調整を図っていきたいと考えております。

次に、住宅困窮者への対応ですが、空き室をいかに活用するかがポイントになり、さきの入居者選考委員会においてご承認いただいた定期募集での公募がなかった空き室の随時募集や募集要件の見直し、単身者の随時募集について対応をしていきたいと考えております。

獣害と近隣とのトラブルにつきましては、やはりマナーの問題であり、ご本人のほか地域で解決していただくよう働きかけを行いつつ、どのような場合に私どもが介入していくのかのルール化を図る必要があります。アクションとしましては、条例27条、それから45条がありますが、27条の迷惑行為をどのように具体化していくのか、また、本来住宅困窮者の方でありますので45条を適用することの是非等、課題も多いと考えております。

最後に、放置車両ですが、処分が可能となるように条例を制定または改正に向けて検討していきたいと考えております。

最後に、紙資料の15ページをごらんください。

石塚町または小鹿が丘に市営住宅を建設する場合の比較検討を行いました。入居戸数120戸で、10階建て1棟と5階建て2棟につきまして、金額面、利便性、災害面の3項目について、まず、金額面では、建設費用と残地の概算額を16ページのように試算しましたところ、石塚町、小鹿が丘ともに1棟建てが有利となりました。なお、石塚町市営住宅周辺は大雨によりたびたび冠水しておりますので、残地額に造成費用を入れ込んで算出しました。

四つのパターンの費用比較表になりますが、一番上が現在の入居戸数、下に敷地面積、土地の路線価、敷地面積に路線価を乗じた概算評価額。それから配置図、17ページが石塚町の1棟建て、18ページが2棟建て、19ページが小鹿が丘1棟建て、それから、20ページが2棟建ての場合の配置図案となります。4枚とも建物の近くにオレンジの線があると思いますが、これが建物の日陰の状況を示しております。

16ページにお戻りください。

左下の基本情報の下が残地の概算額になりますが、石塚町1棟建ての場合は、基本情報の路線価に同じく基本情報の残地面積を乗じた額の6億2510万円。以下、下に、この場合は小鹿が丘には建設しませんので、基本情報の小鹿が丘概算評価額6億3000万円がここに来ます。この二つの概算額の和から石塚町跡地の造成費用9432万8000円と既存建物の除却費用8416万1000円を引いた金額10億7661万1000円が残地概算額Aになります。その下の欄Bは、建物建設用の積算でその費用25億2219万円を差し引いた額がコストの合計BマイナスAにお示しいたしました14億4557万9000円となり、石塚町に10階建て1棟を建設する場合のコストになります。

同じような方法で、石塚町2棟、小鹿が丘1棟、2棟のコストを算出しておりますが、コスト面では1棟建てが有利となります。

15ページにお戻りください。

次に、利便性につきましては、住みかえの対象となる入居者の8割が高齢者になるため、石塚町のほうが通院や買い物等、日常生活を送る上で有利と判断いたしました。

16ページでは、コスト欄の下に住環境整理欄、そこに双方の特徴的な状況を記述してございます。これに関しましては、23ページのほうに地図として落とし込んでございますのでご確認をいただけたらと思います。

済みません、また15ページにお戻りください。

次に、3、災害面につきましては、小鹿が丘の近くには活断層があり、公共施設の中高層建築物の建設は望ましくないと判断されます。一方、石塚町周辺は過去に降水により避難勧告が発令されたこともあり、周辺に中高層の建物がなく、中高層住宅の建設により避難用建物としての役割を果たすメリットもあると考えております。

資料21ページをごらんください。

小鹿が丘周辺の活断層の資料になりますが、緑色の楕円形が小鹿が丘市営住宅の位置、赤の線が活断層を示しております。

22ページは、昨年9月の石塚の冠水状況になります。

また、15ページに戻ってください。

以上の三つの点につきまして、マル・バツ方式で評価しました結果、石塚町での建てかえを進めていきたいと、なお、高層1棟建てと中層2棟建てのどちらにするかはコスト面で3000万円弱の差になりますが、今後さらに詳細な検討を行い判断させていただきたいと考

えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見、ご質疑ございましたらどうぞ。

○ 諸岡 覚委員

ちょっとあほうみたいな質問を。

知識がないものでイメージが湧かないけど、高層1棟建てと中層2棟建てってどんなものか、ちょっと写真か何か適当なの、ないですか。要するにでっかいのを一つ建てるか、ちっちゃいのを二つ建てるかという、ざっくり言えばそういうことなの。

○ 稲垣都市整備部理事

ちなみに参考資料の17ページのほうをまずごらんください。

17ページの右側に建物を横から見た絵が描いてございます。これでいきますと10階建てで、若干階段状になっていますのは日陰を周辺の住居にかけないようにと、そういう工夫の中でこういった建て方を想定したというものでございます。

一方で、18ページを見ていただきますと、5階建ての立面図が右側に描いてございまして、これにつきましては、方形の5階建てのものを二つ建てると、こういったことで比較をさせていただいたということでございます。

○ 三木 隆委員

10ページの随時受け付け団地の状況についてというところで、入居待ち件数が平成29年の1月31日時点で11件、5月31日で13件となっていますが、これは同じ場所にパンク状態で仕方のない話なんですか。

○ 片山市営住宅課長

これに関しましては、登城山、高花平、あさけが丘、坂部が丘、茂福ということで限定

をさせていただいています。一旦入っていただけるように補修をしつつ順次入っていただく場合もございますし、例えば1階がいいとかそういうふうなご希望もありますので、そういう方ですとそこがあくまでお待ちいただくということになりますので、そういう方も入っているとなかなか半年待っても入っていただけない方もあるという状況でございます。

○ 三木 隆委員

1階とかそういう自分の希望を言われる方は、どういう生活をされておるんですかね。入らなくても生活できるんですか。

○ 片山市営住宅課長

おっしゃるとおりで、多分民間の借家とかアパートで今は住んでみえるかなというふう
に考えております。ただ、その家賃が高いからということで市営住宅のほうに希望される方もみえますので、現状としましては、どこか別のところで今現在生活されてみえるのかなと考えております。

○ 諸岡 覚委員

ここに住まわれている皆さんで、いわゆる自治会的な何らかのそういう組織って当然あるかと思うんですけれども、それはどうやって決められているんですか。

○ 片山市営住宅課長

市営住宅の状況によっても違いますが、市営住宅だけで自治会をつくってみえる団地もありますし、周辺一般の住宅といえますか、合同で自治会をつくってみえる団地もあります。

○ 諸岡 覚委員

自治会の話をしているんじゃないくて、その市営住宅の中の組織の話を私、聞いているんですけど、自治会的なという言葉が適切じゃなかったかわからんけれども。例えば、10世帯入っていますよと、そのグループというのは何か組織的なものというのはいないんですか。

○ 片山市営住宅課長

済みません。入居者の方が何か組織をつくってみえるかというご質問ですね。

それは、自治会以外はないというふうに認識しております。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、例えばごみ捨て場の鍵とか、いろんな管理、ちらっと聞いたのが、古く住んでおる方が何か知らんけれども鍵を持っておって、勝手に管理しておって、駐車場の管理まで口出しして、お金を回収してとかやっておるという話を聞いたんですけど、住まわれておる方がそういうことってするものですか。

去年、そちらの部署に私、ちょっとお伺いしたことがあったけれども。

○ 片山市営住宅課長

それは自治会活動の一環なのかなというふうに思うんですけども、そうではないでしょうか。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、例えば、話、質問を変えます。

駐車場の管理というのは誰がどうしています。それで、お金の集め方とか。

○ 片山市営住宅課長

管理につきましては、特に組織としてつくっていただいているというものはありません。ですから、入居者の方の申し合わせといいますか。料金に関しましては、家賃と一緒に市営住宅課のほうにお納めをいただいているという状況です。

○ 諸岡 覚委員

だから、駐車場の割り振りとか管理は誰がしているんですか。

○ 片山市営住宅課長

基本的に駐車場の割り振りに関しましては、市営住宅課のほうでさせていただいております。

(発言する者あり)

○ 諸岡 覚委員

じゃ、例えばごみ捨て場の鍵とかは、あるいは集会場みたいのがあったりしますよね。その鍵とかはどなたが管理しているんですか。

○ 片山市営住宅課長

それに関しましても、基本、集会所、それからごみ捨て場は自治会さんをお願いしておりますので、例えばたまたま市営住宅の入居者の方が自治会さんの役員をされてみえて管理を、鍵を持ってみえるという想定はできるかなと思います。

○ 川村幸康委員

根本をわかっていない。ちゃんと言うてやらんとあかんわ。話が詰まらんわ。ほかでレクチャーするかせんと話が進まへん。ベースが違うんやで全く、考えておるベースがさ。

○ 諸岡 覚委員

私、何か言うておることがおかしい。

○ 川村幸康委員

うん。

○ 諸岡 覚委員

おかしい。

○ 川村幸康委員

うん。ベースが違うで、全然埋まらんわ。おかしくはないに。背景がきちっと伝わっておらんでさ、かみ合わんわな。

○ 中村久雄委員長

まとめみたいな話かなと思いますけど。

ほかに。

○ 中森慎二委員

まず、既存の市営住宅の制度の中でお尋ねしたいのは、他市の調査をした中にも入っていないんですけど、連帯保証人の現状の扱いというのは今2人になっているんですか、四日市は。

○ 片山市営住宅課長

2名ということでお願いをしております。

○ 中森慎二委員

それは法的な部分で求められているか、市条例の中で、あるいは要綱で2名というふうに四日市が定めているのか、それとも他市の状況というのはどう。

(発言する者あり)

○ 片山市営住宅課長

市の条例で2名というのは定めております。他市に関しましても、細かく照会はさせていただいてはいないんですが、2名というところが多いかなというふうに思います。

○ 中森慎二委員

もう一つ、それは上位法によって求められている数なんですか。四日市独自の考え方なんですか。

○ 井谷市営住宅課課長補佐

申しわけございません。他市の状況について、今2名という話をさせていただきましたが、ちょっとそこは確認がとれておりませんので、そこは訂正させていただきます。

2名という話をさせていただきましたが、基本的に連帯保証人2名ということなんですけれども、市長が特別に減ずることが認める場合ということで、例外といいますか、そういうケースもあること、そういう状況もございます。

上位法に基づいてというお話がありましたけれども、済みません、上位法で2名という縛りがあるかどうか、そこまで現時点では確認がとれておりません。

○ 中森慎二委員

それはちょっと確認しておかないかん。条例の根拠となる話ならね。だから、それは四日市市として1名に変更することも可能かどうかということ一度ちゃんと確認してほしいなと思う。

というのは最近、連帯保証人は難しいんですよ。行政から見ると、賃料の請求のことであってトラブルの対象にもあるように、保証人に求めるところもあるんだけど、なかなか孤立して、親族も判をくれないでしょう。現実にも。だけど、住宅に困窮しているので入りたいという方もみえる中で、そこがなかなか、じゃ、連帯保証人がなければどうなるのかというと、市長が特別に認めるものと言われたのが何なのか、ちょっと確認したいんだけど、そういう状況があるので、必ずしも2名でなければならないのかということと、もう一つ、市長が特別に認めるものは何かというのは改めて教えてくださいませんか。

○ 片山市営住宅課長

市長が特別に認めるものということに関しましては、生活保護受給者の場合ですと連帯保証人に関しましては1名をお願いしています。

○ 中森慎二委員

そうすると、特別に認めてゼロということではない。減じて1名の救済があるというだけですか。

○ 片山市営住宅課長

なしというのは今のところ認めておりません。

○ 中森慎二委員

それが法的に問題があるのかないのかということも確認していただきたいのと、もう一つは、仮に連帯保証人をもらったとしても、判をもらったとしても高齢の方だったら入居

中に亡くなっている人はたくさんいると思うんです。連帯保証人の効果というものがない方もみえるんですよね。だから、入居のときだけの条件として求めているんだけど、それじゃ、10年後、連帯保証人が健在で保証の担保ができていいのかどうかというのが必要なのかという話と矛盾しているところがあるんじゃないかと思うんです。

だから、連帯保証人の要件というのは、じゃ、いつまで求めているのかということであったり、じゃ、年齢制限を設ける、高齢の人はだめだというふうにいうのか、そういうものも含めて合理的に考えないと、これからの時代、連帯保証人のあり方というものについて、もう一度市営住宅課として考えてほしいな。今まで2人できたから2人でいいと、だけれども、例えば85歳の方が連帯保証人で判を押してもう来年もう亡くなっているかもわからん。連帯保証人がゼロという可能性の方、たくさんいるんじゃないかと思います。

そこら辺の実態も一遍調べてみて、その上で連帯保証人というものの制度がどうあるべきなのかということ、体系的に考える時期に来ているんじゃないかなと思うので、入居者の高齢化と、それから孤立化の中で、この保証人というものがどうあるべきかというのをぜひ一遍検討していただきたいなというように思いますので、これはお願いしておきたいです。ちょっと答弁があればお願いします。

○ 中村久雄委員長

大事な課題を。

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。

中森委員からご指摘いただいた点については、やはりちょっと今的に考えなきゃならない点、たしか何年か前にこの保証人のことを当委員会でご答弁申し上げたことがあると思うんですが、たしかあ那时候2名というのも、上位法に明確には書いてないんですけどけれども、やはりその当時の市営住宅法をつくっていく、市営住宅に関する条例をつくっていくときに、いわゆる指導が入って2名になった、だから全国的に2名に、こう右へ倣えのような形があったというのを、記憶が定かではありませんが、ご指摘の点については、やはり確認すべき今的要件だと思います。

そして、途中でもご報告させていただきましたように、公営住宅法に放置車両の処分の条項がないものですからなかなか処分ができないというところで、何らか対応をしていき

たいというふうにも考えてもおりますので、その点をあわせて研究させていただいて、条例を改正するのか新しいものをつくるのか、その辺を含めてまたご報告しながら対応できるように考えていきたい、そのように考えております。

○ 中森慎二委員

その件はよろしく申し上げます。

もう一つ、石塚町と小鹿が丘の建てかえのことについてなんですが、まず、120戸というのが計画戸数になるんですが、現在入居しているのは石塚、小鹿が丘を合わせて85戸ですよね。建てかえに当たって120戸という戸数は、どういう根拠に基づいてこれだけ必要だと言っているんですか。

○ 片山市営住宅課長

120戸に関しましては、現在石塚町、それから小鹿が丘にご入居中の方プラス、石塚町が比較的便利なところにありますし、新しい住宅に関しましては市民の方のニーズも高いということがありますので、その点もあわせて120戸にさせていただいた次第です。

○ 中森慎二委員

また、その辺の根拠は紙ベースで教えてください。

それと、もう一つ、小鹿が丘は活断層の近傍にあって中高層の建築にはそぐわないという何か一つの大きな耐震、防災上の観点の理由になっていると思うんだけど、低層住宅なら問題ないですか。ここのところはちょっとはつきりしておかないと、理由にするのであれば、現実に住んでみえる方もたくさんおみえで、そういう理由を前面に出すのであれば、その根拠たるものと考え方をちゃんと整理しておかないと。

私は、もし石塚町を全面売却して小鹿が丘に建てかえすると、石塚の面積は2万3000㎡幾らだったかな。仮に20万円の坪単価で売ったとしたら14億円ぐらいあるんですよ。そうすると、小鹿が丘の建てかえの建設費が全額出るんじゃないかという、ざっとした計算ですよ、これ。

だから、そういうような経済上ゼロ、小鹿が丘に移転、工事中の移転費用は要としても、ざっと見て一般会計繰り出しなしで、小鹿が丘で建てかえができるんじゃないかと。石塚町を全面売却して民間で住宅開発してもらえば、そういうような概念も僕はあると思

うんですよね。だから、そういう意味でいって、小鹿が丘の防災上の課題というものが非常にネックになるのであれば、それだけの理由はちゃんと示さないと、私は禍根を残すのではないかと考えております。

だから、そこら辺はどうなんですかね。だから、そういう視点もやっぱり取り入れて、それでも石塚町に建てかえるんだと。あと残地だけ売却したらいいという話ではない。その利便性の話はもちろんわかります。だけど、一般会計からの持ち出しなしで建てかえるのであれば、そういう考え方は本当になしなのかどうかということも、僕は本当に市長が政治的に判断していかないかとそう思っているけど、そういう意味でもその小鹿が丘の防災上の課題というのは非常に大きなポイントになると私は思うんですけど、これ、いかがですか。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、どちらを売ったほうが得かという金銭的などころの比較もしております。その中で、説明の中で申しましたように、石塚町のほうは基本的に水没、たびたびしているという形なので、その分、地盤を上げなきゃいけないという部分、これはマイナス要因に働きます。その分を差し引いて計算をすると、コスト的にはこれやはり誤差の範囲があると思いますので、路線価からいくとほとんどどちらもドングリの背比べという結果になってございます。その中で、実際には小鹿が丘のほうで建てると、そこが断層のすぐ横になっているということで、断層のところは、これはまだ完全に議論が終わっているわけではございませんけれども、そこに公共の建物で大勢の方が入るようなものを建てるということについては望ましくないだろうと。今、想定していますのは5階、それと10階という建物です。5階といってもけっこう四日市の中では高い建物で、そこに大勢の方が入る公共の建物ということになりますので、私どもの判断としては断層を避けていきたいなという形で考えたということです。

それと、この断層があるということ自体については別に隠されている事実ではございませんので、路線価自体についてはそういったことも織り込みの中で取引がされているというふうに考えていますので、そうした中でこういう判断をさせていただいたということではございます。

○ 中森慎二委員

今、路線価の話が出たけど、実勢価格で見たら絶対石塚町が有利に決まっています。だって利便性はあなたたちが言って資料に書いた、そんな不動産屋が買いに行くんなら石塚町に決まっていますよ、そんな。だから、それはやっぱり路線価で言われるのはわかるけど、経済比較するんならもっと実勢価格でどうなのかというのをペイして直せないと、これは違うと思うんです。

何かぐちゃぐちゃと言っているような防災上の話は、それはだめだと思いますよ。中高層はあそこでは建てれないというなら何の根拠で建てられないのかはっきり言わないと。それは理由には僕はならない。理由に載せないんならいい、載せているんだったら、やっぱりそれはどういう根拠で中高層はだめなんだと。それをはっきりしておかないと、それを理由にされるんなら、土地を後から売却するときに非常にネックになります。路線価が下がるんじゃないですか。市がお墨つきをつけた四日市断層が近傍で中高層が建てれない場所なんですよ、あなたたちお墨つきをつけて、じゃ、買ってくださいということ、そういう話が成り立つのかどうかという話も含めて考えないと、単に防災上問題がありますよというだけでは済まないということを考えないと。近傍の土地価格にも影響する話ですよ、民間の。それをちょっと考えて資料というのはつukらないといかんと思いますよ。

以上です。

○ 中村久雄委員長

答弁はよろしいですか。

ただいまご意見がありましたが、いかが。一般路線価が実勢価格でありましたけれども。

○ 樋口龍馬委員

先ほどの中森委員の指摘にあった、保証人の部分をちょっと今調べたんですけど、国のほうから各都道府県の公営住宅管理者の管理担当部長宛てに、平成14年3月29日に発出されている文書で、公営住宅管理標準条例（案）についてというような書き出しがありまして、公営住宅入居の際の保証人要件については事業主体の判断によるものであり、公営住宅への入居が決定した生活保護の被保護者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合等には、事業主体の判断による公営住宅への入居に際して必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであることというふうに書かれているんですけど、この通達って受け取っているんですか。

○ 片山市営住宅課長

もちろん受け取っていると思います。

○ 樋口龍馬委員

であるならば、中森委員の言われたように、早急に対応して保証人の制度については、今は市長の認めるところによるという除外の特例案件はつくっていただいているんですけど、それで1人求めていくというと、この通達に対してはもう少し緩和を求められるところなのかなというふうに感じるころなので、所内で検討いただきたいというように思います。以上です。

○ 中森慎二委員

私が聞いたとき、何でそんな答えが出てこないの、そうしたら。そんな文書が出ているのなら。上位法に。そのものに根拠としてあるんですかと聞いているんじゃないですか。必ずしもないというのを確認されているんならそれを言わないかんのや、答弁として。わからないであなたたち言ったんじゃないの、それは。

○ 片山市営住宅課長

申しわけございません。私の不認識でございます。

○ 中森慎二委員

その通達文書は持っているんですか、課長。来ているんですか、県から通じて。

○ 片山市営住宅課長

県からの文書ですので、当然来ていると認識しております。

○ 中森慎二委員

来ているけど知らないということ。どういうことですか、それは。課長は知らないけど、ほかの職員の人には知っているんじゃないですか。

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。

この件については、申しわけなく思っております。私も何年か前のときのうろ覚えで生活保護の方々への救済措置として最低限の1人にしようという議論をこの場でさせていただいた覚えがあったもので、あのような答弁の形をさせていただきました。その平成14年に通達が出ていることというのは正直頭の中にはありませんでした。その辺について再度調べて、またご報告申し上げるなり、対応をとらせていただきたい、そのように考えております。

○ 中村久雄委員長

連帯保証人の件については、要件についてはまた検討いただくと、今風にというか、今の時代やということですから、相談をして検討いただいたらいいかと思えます。

ほかよろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

放置自動車について、新しい考え方をこれからやっていくという話なんだけれども、今市営住宅に入居されている方は、駐車場料金として何らかの形で大家さんである市とそういうふうなお金の契約というのがあって、1台幾らとか、どこどこは幾らとかそういうふうな契約になって駐車場を使ってみえると思うんやけれども、ひょっとしたら道路や市の公園みたいに不特定の人が車を置いていったとかそんな話じゃ全然なくて、きちっと契約で料金を取ってきておるんじゃないかなと思うんだけど、その辺はどういうふうになっているのかなと思うんだけど。

○ 中村久雄委員長

放置自動車はどういう意味。

○ 中山課付主幹兼住宅係長

住宅係長の中山です。

資料のほうに用意させていただいた車については、最後の高花平のナンバーのついてる車については、今委員がおっしゃられたように入居者の方が契約してとめていた車がそ

のまま古くなって置いてあるものかなというふうには認識しておるんですが、実はそのほかの車については、例えば西伊倉の車についても、これはもう推測の域を出ないんですが、近隣のところの車の業者が置いていった案件があったりとか、例えば入居されている方の友達が来てそのまま置いていったとか、今うちのほうで把握している放置車両については片手を超えるぐらいの車両があるかなと思っっているんですけれども、基本的にその車両については契約してきちんと料金を払っていた方たちが置いていったというよりは、我々の知らないところで置いていった車両が多いというふうな認識をしております。

○ 伊藤修一委員

じゃ、少なくとも契約しておった車がそのまま置いていかれたということであれば、当然その分の撤去とか処分は保証人の方とか、それから居住されていた方に請求して処分をして持って行ってもらうというのが普通と違うんやろうか。

それから、勝手に置いていかれたというんやったら、これは逆にいえば警察さんとかそういう拾得物か何か置いていかれたのやで、拾得物みたいな形かな、何かそういうふうなもっと法律的にきちっと対応するものがあるんと違うやろうか。その辺はどうなんやろうか。

○ 稲垣都市整備部理事

放置車両につきまして、例えば道路とか公園に置かれるものもございます。この放置車両ですけれども、放置車両自体に要は価値があると、有価物であるということなので、これを勝手に動かすということになると法律のバックボーン、そういったものが必要になってまいります。道路、公園は、これはもともとの法律で、要は管理者がそれをどけるという形ができるようになっていますので、そういった法に基づいて処分をしておるという実態がございます。

この市営住宅法のほうにはそういった規定がございませんので、その処分の仕方自体を市として条例で定めて処分をしていくという形にしなければならないということで、その部分が今条例で定めてございませんので、そういったものを整備をして、処分をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 伊藤修一委員

もう一つ、実際に契約してお金を払っておった人がおらんようになった場合は、その人を追っかけていくのと違うの。

○ 中山課付主幹兼住宅係長

中山です。

今おっしゃられたように、契約していた方に対してはその方を追っかけていく案件なんですけど、ちょっと1件、坂部が丘のほうで入居されていた方が亡くなられてその方の名義の車が残っていて、実は奥さんであったり、息子さんであったりが相続放棄をしているという案件もありまして、それは対応に苦慮するかなという案件が確かに今あります。

○ 伊藤修一委員

その案件も何か国の話で、結局相続放棄というか相続人がおらん場合の財産処分については、もう国のほうで行政が処分できるというふうになったのと違うやろうか。この間、何かことしになってから通達か何か、ことしの1月か2月ぐらいに出ておらんやろうか。

だから、家財道具なんかも当然亡くなった方が置いていって、それで結局処分できやん、そのままになっておる部屋なんかがようけたまっていって、それ。結局、相続人がおらんとか相続放棄やったら、これはある話なんやで、そういう場合にスピーディーにどんどんどん処分をしてかんだらいつまででもそうやって車が残っておるわ、車が残っておるぐらいやったら部屋の中にも財産や何やら残っておるはずなんだから、当然そういうのは全然循環せんととまっておるわけやで、そういうふうなことは解決できるようにセットで考えていくというふうに国のほうはそういうガイドラインか何かを出しておらへんやろうか。私が記憶にあるのは、ことしの1月か2月ぐらいにそんなガイドラインが出て、ちゃんと行政ができるようにしていくという。それを今していかなだら逆に、永久にずっと相続放棄できやん、これは財産権があるでとめられやんというたら、永久にその部屋も駐車場もとまっていってしまう。

その辺は、確認とかそんなのをされてみえるんやろうか。

○ 中村久雄委員長

国のガイドラインというのを確認。

○ 中山課付主幹兼住宅係長

ちょっと不勉強でして、そこら辺の情報は漏れておりますので、一度ちょっと調べさせていたいただきたいと思います。

○ 伊藤修一委員

ちょっと休憩しように。

○ 中村久雄委員長

この件の中で休憩ですか。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

はい。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 川村幸康委員

私らが議員で充て職で入居者選考委員会に出たときに、大体三つか四つ通達か何かが来て、それに対応するような会議が毎回あったと思うんやわ。だから、多分、市営住宅のそういうものは結構法改正までなくても、細かく入居の敗者復活がありとかいうのでも10年ぐらい前から一回一回、そのことそのこと、1年ぐらいずつで多分変化しておったと思うので、ただ、市営住宅の今のスタッフでは実務やら今のいろいろな問題を解決するだけで手いっぱいなんやったら、部長直轄か副市長のあたりでそういったものの情報収集だけは、

前のときは、古いけど宮田さんがおったときは宮田さんが一番市営住宅課長よりよく知っておったでな。助役か、あの当時、昔、宮田さんっておったやろう、副市長じゃないやろう。宮田さんが入居者選考運営委員会の座長か何かしておったときなんかは、あの人のほうがよく知っておったで、国から来て。

だから、そうやって思うと、今、中森さんや修一さんが聞いておるみたいに、毎回毎回選考委員会でそんなことがあったんやで、変わっておるけどなかなかそれが、置いておらんというのはあかんことやけど、一遍それは別のきちっとした仕組みでつくるのが一つと、多分これ、四日市市住生活基本計画は10年ぐらい前にできておるし、基本計画は5年ぐらい前にできて、これ、やったと思うんやけど、あのとき、私は、行政が説明したのは量より質やと言うたんやけど、市営住宅はこれから量より質でいくんやみたいな話で多分今流れはできておると言うておるんやけど、もう一個考えなあかんのは、多分高齢化と、それから少子化というか、そのラインと、あと、例えば、後でする曙を含めて公共交通機関を生かすような市営住宅の見方をせんとあかんと5年ぐらい前に言ったと思うんやけど、だから少しやっぱりこの小鹿が丘や石塚町の話も出てくる中において、都市計画としてそこへ行くとまたええかなとか、学校規模を見ておいてどうしたほうがええかなとか、そこらを考えていかんと、常磐はただですらパンクしておるのに、それ以上に施策をふやすとすると、何か知らん、トータルでバランスが悪いなど。

だから、量より質は構わへんやけど、今あるところの土地はもうほかで民活で生かしてやって、もう少し違う考え方というのを私は、これ、まだ決まったわけじゃないんやろう。それで出してきたんなら、もっともう少し大きく転換するけど、あそこはもう土地を民間不動産に売却してしもうたほうが活用度が高いやろうし、いくとするなら売却まで、この辺行けば、例えば公共交通機関を生かしてとか、それから、あとはもう、これから学校の統廃合なんかするんやったらそっちへ求めていけば、売った建設資金で建てれるんやったらそれこそ財政も痛まんやろうし、ちょっと考えやんと統廃合も二つしたんやで、橋北と三浜も。そうやけど、あの土地、その倍かけて投資したんやけど、それはそれでもうしてきたことやけど、今後統廃合を幾つか、考えておると、用地どうするのという話になったときに、地元住民も市営住宅なら、それも質のいいもので子供もふえてくれるんなら理解してもらえるのかなと私は思うておるもんで、そういう考え方を少し今のうちに出しておかんと、前も住宅やったでそこは住宅でというのはちょっともうセンスが悪いなど思うので、行政の延長線上で考えられるのはこの程度やろうけど、もうちょっと他部局の

政策も見ながらやっていかんと詰まるかなと思って。これ、やってしまったらもう遅い
さ。詰まる前に一遍そういう視点も入れて検討してください。

私はこれ、要望。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。要望をいただきました。

伊藤委員からの答弁を休憩後に行いたいと思います。

ここで休憩としたいと思いますけれども、時間10分くらいでできますか。国のガイドラ
インを調べる。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

それでは、20分再開にしましょうか。

では、11時20分再開をお願いします。

11:08 休憩

11:37 再開

○ 中村久雄委員長

じゃ、一旦、前段の市営住宅のあり方のほうに戻らせていただきます。

資料を配付いたしますので、よろしくをお願いします。

資料は届きましたでしょうか。ホッチキスどめとビラ1枚の資料でございます。

それでは、資料の説明というか、お願いできますか。

○ 片山市営住宅課長

それでは、まず、1枚物のほうですが、公営住宅の家賃の取り扱い等ということで、
樋口委員がおっしゃられたように、平成14年度に通知が出ております。その中で、一番下
なんです、保証人の免除等というところで、一番最後の文章にあります、公営住宅の

入居が決定した被保護者がその努力にもかかわらず保証人が見つからないために入居が困難な状況にある場合には、公営住宅管理者の判断により、入居に際し、必ずしも保証人を要しない等とすることができるものであることというふうになっております。

被保護者であっても一旦は保証人は探していただいて、それでも無理な場合は市長の判断で保証人を要しない等と判断することができるものであるということになるかなと思います。

これに関しましての説明は以上になります。

続きまして、伊藤委員からのご指摘で、公営住宅の残置物の対応方針の策定ということで、これもおっしゃられるとおり、平成29年の1月に文書として出ております。申しわけございませんでした。

これに関しまして、ホッチキスどめなんですけど、一番裏にフローチャートが載っておりますので、こちらのほうをご確認ください。

単身入所者の死亡後、速やかに残置物の確認、それから清掃等ということになります。基本的には、ご本人さんの財産権を侵害しないように留意しつつ速やかに残置物の確認、清掃等を行うように努めることとなっております。

相続人が明らかな場合は、相続人による残置物の移動、処分等をお願いするということになります。

相続人が明らかでない場合に関しましては、事業主体による残置物の移動、保管等ということで、例えば、フローチャートの裏側を見ていただきますと――参考資料になってございますが――真ん中の3ですね。残置物を移動する場合の移動費用、保管費用の縮減方針というところの例なんですけど、一身専属的なもの、遺影、位牌、遺骨等及び換価価値が見込まれるもの、新品と同程度の電気製品、家具等については倉庫に保管。それから、食品、衣類その他生活用品で換価価値が見込まれないものについては処分、それから、法令による個人の所持が禁じられているものについては警察署長へ届け出となっております。

したがって、この通達の中では、あくまで食品等、生活用品に関しては処分してもいいと。ただ、それ以外の処分価値のあるもの等に関しましては、あくまでも倉庫に保管をするということで、そこまで処分をしてもいいというところまでは踏み込んでいないのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○ 伊藤修一委員

要求すると文書が出てくるんだから、あるとかないとかはやっぱりはっきりさせて、先ほどの中森さんのときと一緒に話やと思うので、お願いしたいと思います。

それから、課長はやっぱり介護・高齢福祉課の経験があるので、こういうふうな遺留財産の処分とか孤立死なんかは専門と言ったら悪いけれども、やっぱりそれなりの見識を持って、今後これはまた一つの課題としてやっぱり進めてもらって、また、ある程度四日市としての考え方もぜひまとめていってほしいと思うし、先ほど説明があった裏の5番のところ、もう逆に、入居者保証人に対して造作の契約を締結している場合って書いてあるのね。というのは、結局、事業主体が当該財産等を処分することができるとしていると、もうはっきり、いわゆる単身独居老人とか、いろんな形で相続人とか、危ないという言い方はおかしいけれども、それから連帯保証人ももう高齢でかなり親世代の人たちじゃもう無理だとわかっているケースなんかははっきりしておるわけ。日常的につき合っているわけだから。そういう部分については、財産処分、どうするんですかと。そのことは、やっぱり大家さんとしてきちっとそういうことを状況把握しておかなあかんところ。そういうふうなことがセーフティーネットになるわけだから、逆に市の高齢住宅のあり方としてきちっとこういうことも踏まえてやっていかないと、放置自動車がとまっていますとか、アパートで亡くなったりとか、財産がとまっていますとか、そういうことを放置しておたら不作為になると思うんですけど、最後、部長に一回答弁だけ求めておきます。

○ 山本都市整備部長

都市整備部、山本でございます。

本当に申しわけございませんでした。というのも、こういう事実を知っていなきゃならん立場なんですけど、正直、きょうまでこういう通達があることを知りませんでした。申しわけございませんでした。

ここまで通達が出ていてなさないことはありませんので、これに基づいて的確に処置、対応できるように努めていきたい、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。本当に申しわけございませんでした。

○ 中村久雄委員長

以上でよろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

家賃滞納に対する取り扱いの文書に応じて、今市長が認めたものというのが1人の保証人でいいですよというのをいただいているんだけど、この通達文書からすると、それ以上のものでも可能だという考え方があるので、これも含めて一回ちゃんと整理をしてほしいなと思うのと、あと、もう一つ、今連帯保証人が存命で連帯保証能力があるのかないのかって実質調べたんですか。今、二千何百戸、2人としたら5000人じゃないですか。住所もわかっておるわけでしょう、連帯保証人の。年金の存命確認みたいのと同じで、存命でしょうかって確認してみたらどう。見えなかったら連帯保証人の要件を達していないわけでしょう。今、入っている人ですら。そういうこととかも含めて、どうあるべきかというのをちょっと体系的に調査されたほうがいいんじゃないですかね。軽々になしにしたらいという話ではなくて、今の時代の連帯保証人のあり方というのはどんな意味があるんだということ。主体的に変えていく根拠にもなってくると思うので、ちょっとそういうことを含めて研究してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。大事な指摘だと思います。

じゃ、このことについてしっかりと対応をしていただくようにお願いします。

あと、放置自動車の条例をつくるということですから、それも含めてしっかりと整理していただきたいと思います。

以上で都市整備部の所管事務調査は、これで閉じさせてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

どうもお疲れさまでした。

それでは、理事者の方、退席をお願いいたします。

ここでインターネット中継は終了となりますので、事務局、よろしくお願いします。

それでは、3番目の議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見についてということで、正副委員長案をタブレットに送信させていただいています。ごらんください。

同じページですね。同じページの、その他（議会報告会）ですね。

議会報告会に関する意見が1件とシティ・ミーティングに関する意見が2件、計3件をご意見として整理しています。当日はちょっと天候のせいもあったかと思うんですけども、意見も少なかったというふうですけども、この3件全て、その他意見として仕分けしております。整理した内容についてお諮りしたいと思います。文言等の修正すべき点などありましたらご意見をください。また、何か文言等で修正意見がありましたら。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしの声がありました。これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

でしたら、きょう確認された意見について、8月23日に開催される議会運営委員会に私のほうから報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 諸岡 党委員

これ、どれにするか決めやんのですか。その他の意見でいくのか、議会として協議すべき意見にするのか。今、文言修正だけですので。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

3点ともその他の意見として後日報告させていただきます。

もう二点、4番目、行政視察について事務局で説明させていただきますので、事務局のほうから視察の行程について説明をお願いいたします。

○ 小山議会事務局議事係主事

行政視察について、事務局より説明をさせていただきます。

行政視察行程表をお配りさせていただいておりますものをごらんいただきたいのですが、また改めて開催通知のほうは送付をさせていただきますが、当日、近鉄四日市駅の名古屋行きホームに9時10分ご集合ください。9時21分発の特急列車にご乗車いただきます。また改めて開催通知に時間を記してメールを送付をさせていただきます。

また、初日の昼食については、新幹線の車内でおとりいただくこととなりますので、東京駅での乗り継ぎ時間30分間に東京駅等でご購入いただくこととなります。その他の食事、1日目の夕食と2日目の昼食と3日目の昼食についてはごらんとおりです。3日目の昼食については、席のみを予約させていただいておりますので、変更がある場合はご連絡ください。各視察先にお土産として水沢茶を事前にお送りいたしますので、お土産代については、旅費、日当の中で精算をさせていただきます。

本日、乗車券と特急券をお渡しいたしましたので、今後変更がある場合はお申し出ください。事前にご連絡いただいた方以外については、近鉄とJRの乗車券及び指定券を手配しております。3日目の柏市の視察以降については、ご予約の変更も想定されるため、乗車券のみの手配にしております。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

質問ございましたら、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

では、7月24日。四日市駅の集合、9時20分になる。

○ 小山議会事務局議事係主事

9時10分です。

○ 中村久雄委員長

集合は9時10分ですので、よろしくお願いたします。

じゃ、視察のほうはこれで終わって、次、協議会の開催についてということで、上下水

道局から申し入れがあります。下水道料金の改定に関する協議会の申し入れがありました。正副委員長としては、日程の確保が可能であれば開催したいと考え、事務局より、今の予定の中で8月7日午前9時半。8月7日は議運が1時からあるというところと、8月1日の10時の予定を聞いたところでありましてけれども、調整がつかず開催が難しい状況です。皆さんにご相談させていただきたいと思うんですけれども、対案が1日の予算決算合同理事会終了後になりますね。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

合同理事会終了後、協議会ですね。1日に議員説明会がありますね、1時半から。その後に予算決算の合同理事会があるんですよ。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

7日は何であかんの。

○ 中村久雄委員長

都合悪い方が。

○ 伊藤修一委員

そういうことね。

○ 中村久雄委員長

はい。

○ 伊藤修一委員

1日の早い時間は。議員説明会が始まる前。

○ 中村久雄委員長

1日の早い時間は。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

説明をお願いします。

○ 田中議会事務局議事係長

調整状況についてご報告させていただきます。

事務局のほうから皆さんの公務の予定が入っていない日ということで、8月7日の午前9時、そして、または8月1日の午前11時といった形で個別にお聞かせいただいたんですが、どちらもご予定が合わない方がいらっしやって、残念ながら開催が難しい状況ということでございます。その中で、ちょっと委員長のほうから、もし開ける日があればというような形で、これはもうかなりご無理を申し上げるのを前提で、ちょっと調整の余地があるような日を提示させていただきました。

まず、一つ目が8月1日の予算決算の合同理事会終了後。これは、1時半から議員説明会があります。項目は一つです。その後、予算決算の合同理事会があるんですが、なかなかそれが終わってからということになると、予算決算の合同理事会の始まる時間に影響されてしまいますので、これはなかなか提案しづらいかなというのが一つでございます。

後に行くと、これも非常にイレギュラーな日程で、8月8日、これは障害の関係の特別委員会が10時からある日で、あと、監査委員の方も10時から監査が入っておる日というのは重々承知なんですけれども、その前ということも考えたんですけれども、それもなかなか現実的ではないかなということで、これはちょっと委員長のほうには内々でお伝えしてあるのがこのような状況でございます。

ということで、今事務局のほうで押さえられる日程としては、なかなか調整がつきづらいというのが実情のところ、この後の対案について、また皆様に、委員長のほうからも案をお示しいただきながら、ご相談いただければと思います。申しわけございません。

○ 諸岡 覚委員

8月1日1時半からやったら、1時からはどうですか。

○ 中村久雄委員長

8日の9時は。

○ 伊藤修一委員

朝、忙しくないかな。

○ 諸岡 覚委員

何分ぐらい要るんですか、所要時間、必要なの。

○ 中村久雄委員長

説明と皆さんの質疑次第ですけど。

○ 川村幸康委員

そんなん水道料金の値上げを言うてきておるんやでき、簡単にはいかんで。

それを聞いてもうたら、水道料金値上げさせてくれという話の世界なんで。

(発言する者あり)

○ 中森慎二委員

趣旨は何なんですか。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

宿題やろう、この間の。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

理事者の趣旨は、水道料金の値上げを。

○ 中森慎二委員

追加資料を求めたものに対する説明なのか。

○ 伊藤修一委員

そうそうそうそう。宿題やから。

○ 中村久雄委員長

追加資料の。

○ 川村幸康委員

30分や1時間では終わらないやろう。

○ 田中議会事務局議事係長

趣旨は、聞いておるのは6月定例会議会在所管事務調査、下水道事業運営委員会について、議員の方からかなりご質疑をいただいたということを受けて、ぜひとも協議会として説明をさせていただきたいというような申し入れがあったということでございます。

○ 中森慎二委員

ともかく資料ができ次第、委員にタブレット配信してもらったらどうですか。取り上げてもしょうがないわね。各個別で聞きに行くしかないじゃない、もしも質疑があるならば。

○ 川村幸康委員

それは、そうすると9月に議会に出そうと思っておるわけやろう。違うの。慌てておるけど。

○ 中村久雄委員長

8月議会にね。

○ 川村幸康委員

早いわ。選挙終わるまで出してくるな。それでええんちゃう。

○ 伊藤修一委員

これ、委員長に任せるわ。

○ 中村久雄委員長

それは、私もありがたいんやけど。

○ 川村幸康委員

俺の委員長のときは出してくんな。次の委員長でせえって。

○ 中村久雄委員長

それは正副委員長レクのときも言いましたけど。そんなの、俺、落ちるぞと。

○ 伊藤修一委員

とりあえず配信してもろうたらどうやろうね。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

事務局説明してください。

○ 田中議会事務局議事係長

そうしたら、ちょっと正副委員長のほうにもご相談申し上げていた案として、例えば委員の方々がおっしゃるように、8月上旬までをめぐりに各委員に資料のほうをタブレットに配信させていただいてその内容をごらんいただいて、例えばなんですけど、8月定例会議会の、これは恐らく委員会によって聴取会を開いていただく形にはなると思います。その中

で、その資料の説明の場とご質疑の場を担保するというような形でご了解いただければな
ということをお願いします。

○ 中森慎二委員

それはそれでええけど、議案として上がってくるんやろう、8月の。だから、それはち
よっと扱いは違うかもわからん。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

あかんとなったら、上げてこんということやろう。

○ 中森慎二委員

ごめんなさい。ちょっと整理してもらわんと。

○ 諸岡 党委員

議案になってしもうてからの話。

○ 伊藤修一委員

上げてくるかどうかがわからんね。

○ 川村幸康委員

開会日までであるでな、議案聴取会をして、あかんならあかんぞと。

○ 中森慎二委員

8月1日の議員説明会の内容というのは上がっているの。

○ 田中議会事務局議事係長

これは、組織についてということで、国体に向けた新たな組織の整備であるとか、あと、
シティプロモーション関係に関して、いろいろ市長の方も腹案をお持ちのようですので、

この辺を説明したいというような趣旨です。

(発言する者あり)

○ 伊藤修一委員

全議員に聞かなあかん。

○ 川村幸康委員

いや、それだけど、これ、委員会でやるというよりも、水道料金の値上げで結構上げた人が落ちとるでな。被害をこうむった人がおるでな。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

いやいや、基本的にあのときは、Kさん先輩やったけど、あの人、下水道事業運営委員長で上げてきたで。

(発言する者あり)

○ 川村幸康委員

うん。あのとき、わしら、知らんだよ。下水道事業運営委員会で決めてきてな、あれ。それは、今言うんやったら、これは全員に教えなあかんような話の世界やで、これ。いやいや、市民に直結するもん、水道料金の値上げって。

○ 中村久雄委員長

そうですね。年間で1万円超えるでね。

○ 中森慎二委員

これは委員会として、当該委員として言いたいのは、本当に下水道料金を値上げすることがこの8月定例会議会で必要なかどうかということがすごく僕、不審に思っているわ

けですよ。だから、この間の議員説明会は単に説明しただけで、別に何もイエスもノーも言っていない話で。

それで、今回上がってくると、ちょっと混乱する可能性もあるので、これは逆に議員説明会でもう一遍ちょっと丁寧な説明した上で、議員の反応を聞いたほうがいいんじゃないかと僕は思うんですけど。

ただ、議員説明会の項目は、僕らがかかわることじゃないけど、でも、それぐらい重要な話でね。出したけど、修正とか否決されたような話になったら元も子もないし、ちょっと慎重に扱ったほうがええんじゃないかなというふうな気はするので、もし議員説明会のテーマに加えられるんなら、私はやったほうがいいんじゃないかなと思います。

○ 中村久雄委員長

議員説明会のテーマとして。

○ 川村幸康委員

そうしたら、例えば2役とか4役に相談願って、こういう委員の協議会の意見もあるし、今までの過去の流れを見ておると全議員にかかわることやし、上程してくるという話やけど、何でこんな時期にやと思っておるで。重たい話やでき、委員会で、はい、説明してもらうたので、はい、どうぞみたいな形になかなか、全議員に共有すべきものと違うんですかなというようなことを正副に言って、それで、また改めて、議員説明会に理事者側に申し入れてもらうか何かしてもらうというのも一つの手かなとは思んですけどね。

○ 中村久雄委員長

提案いただきました。

○ 田中議会事務局議事係長

そうしたら、いただいた意見を委員長から議長にお伝えいただくと。ただ、8月1日まで代表者会議を開くいとまがないもので、それで、議長がどう判断されるかというがありますが、かつて、当然議会から求めて議員説明会の項目を決定して説明を求めたという事例は過去にございますので、その辺を鑑みてこれは議長判断になると思いますけれども、お願いしたいと思います。きょうのところはそんな形をお願いします。

○ 中村久雄委員長

そういう手続で進めてください。ありがとうございました。

12:02 閉議